

● 日本年金機構

P2 ● 資格取得届、被扶養者異動届等の手続きは
簡単・便利な電子申請をご利用ください
● 事業所調査での指摘事例の紹介

● 全国健康保険協会 岩手支部

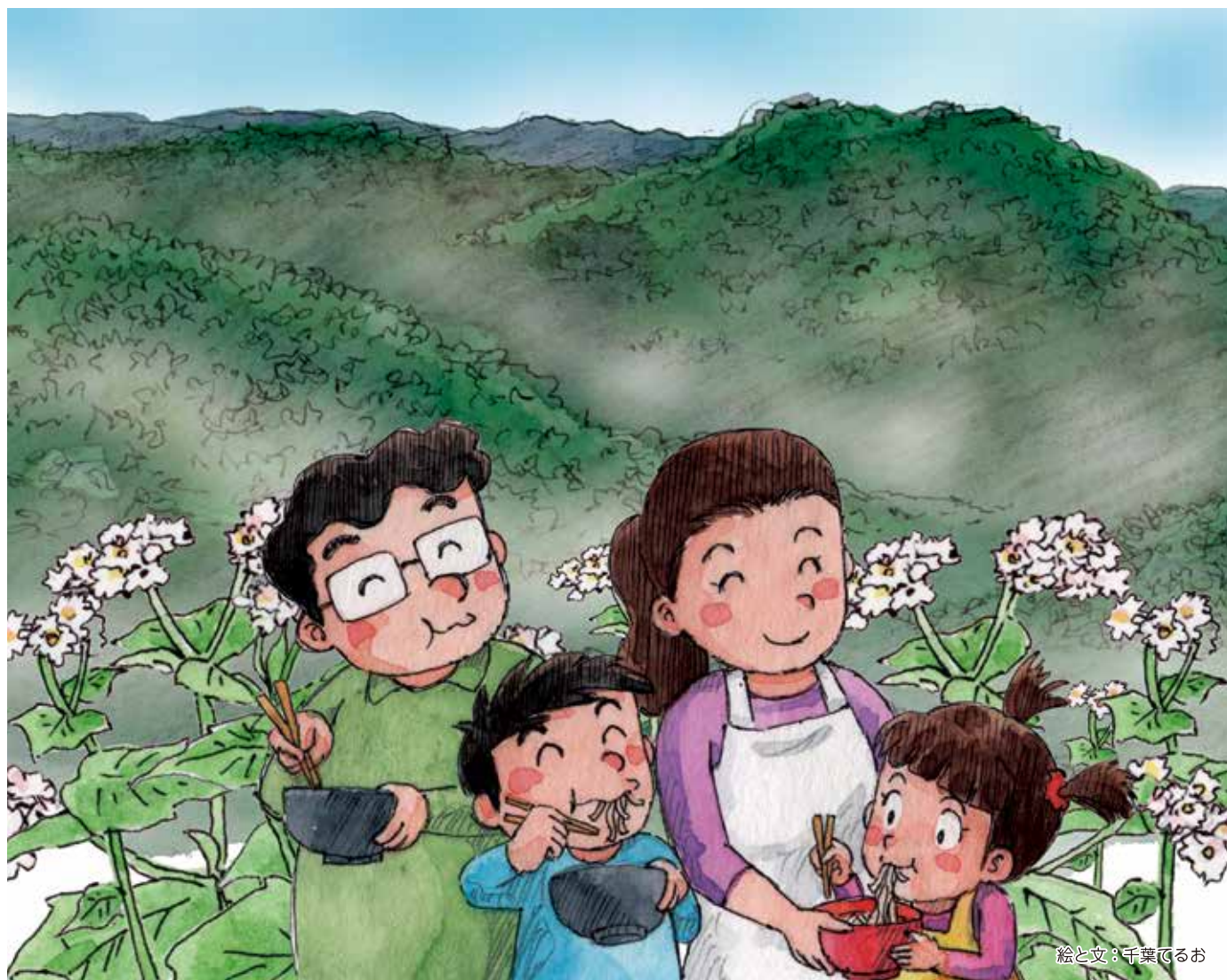
P4-6 ● 保険料率のお知らせです
● 支部の取り組み結果が健康保険料率に反映いたします!
令和6年度 岩手支部は総合15位(インセンティブ制度)
● 退職後の健康保険の加入について

● 岩手県社会保険労務士会

P7 ● 社労士通信 vol.38 “カスハラ”対策が義務化されます。準備はお済みですか?

● 社会保険協会

P8 ● 社会保険協会からのお知らせ



「やませが育てる軽米のお蕎麦」

軽米町は三陸特有の気候「やませ」を纏う地域です。軽米と言えば雑穀を知る人は多いが、美味しいお蕎麦の産地でもあります。そこで気になるのが「やませそば」で、その名の通り三陸特有の気候から生まれる冷たい霧が蕎麦を育てる立役者となり、綺麗な色をしたキメの細かな蕎麦の優しい食感を楽しませてくれます。他に「韃靼そば」もあり、軽米の蕎麦はいろんな食べ方を広げてくれます♪

蕎麦が健康に良いとされる話もあり、季節の変わり目でもある春に軽米のお蕎麦で体を整え、良いスタートの弾みにいかがですか!

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っておりません。

記事提供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会
編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

職場で回覧しましょう

資格取得届、被扶養者異動届等の手続きは 簡単・便利な電子申請をご利用ください

電子申請は、資格取得届や算定基礎届等の社会保険(健康保険・厚生年金保険)手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、オンライン申請・届出できるサービスです。電子申請によるメリットもあります。ぜひ、ご利用ください。

〈被保険者資格取得届イメージ〉

〈被扶養者(異動)届イメージ〉

電子申請のメリット



いつでもどこでも申請可能
24時間365日オンラインで申請が可能。
在宅勤務をしていても、自宅から申請が可能。



コスト削減
来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減可能。



処理が速い
申請データをそのまま取り込んで処理するため、紙の届出と比べ、処理が速い。



申請時のチェック、データ管理が簡単
申請時に不備がないかシステムチェックが可能。
処理状況・結果通知をPCで確認でき、データ管理も簡単。

実際の事務処理日数

電子申請された届書は、事務処理の日数*が短縮。紙の届書より処理が速い。

資格取得届平均処理日数	H31.4月(R1)	R6.4月	増減
電子申請	3.3日	0.5日	▲2.8日
紙申請	4.2日	3.2日	▲1.0日



■電子申請利用中の中小企業の皆様からの声

- 紙の届書よりも処理が速く、結果通知も早く届いた。
- 届書作成が楽になった。紙の届書だと必要事項を全て手書きしなければならず手間だった。
- 電子申請への切り替えに、最初は戸惑ったが、慣れれば電子申請の方が楽になった。
- 届書の郵送費用や窓口に提出する際の交通費が掛からなくなった。
- 手続方法も日本年金機構HPで確認でき、分かりやすかった。
- データで管理できるので、ペーパーレス化につながった。



事業所調査での指摘事例の紹介

こちらでは、実際の事業所調査で指摘の多い事例を紹介いたします。事業所の皆様には、届書を提出する際の参考としていただきますようお願いいたします。

事例の概要

A社では、単身赴任する者に赴任時から「単身赴任手当」を支給する。この手当は赴任後に従業員からの申請で事実確認の後に支給するため、申請の遅れや給与事務のミスなどで本来の給与支給月に間に合わず、翌月以降に遡って支給することがある。この際、本来の支給月を起算月とする月額変更届が漏れていた事例。

■給与支給データの状況

支払年月日	出勤日数	有給日数	総支給額	基本給	単身赴任手当	A手当	B手当	C手当	時間外手当	精算支給	厚生保険料	健康保険料
R5.7.20	19	1	271,171	220,000	0	4,060	20,000	15,000	12,111	0	23,790	15,067
R5.8.18	22	0	310,096	220,000	0	4,060	20,000	15,000	51,036	0	23,790	15,067
R5.9.20	20	0	320,308	220,000	0	4,060	20,000	15,000	61,248	0	23,790	15,067
R5.10.20	20	0	343,556	220,000	10,000	4,060	20,000	15,000	54,496	20,000	25,620	16,226
R5.11.20	19	1	301,064	220,000	10,000	4,060	20,000	15,000	32,004	0	25,620	16,226
R5.12.20	22	0	338,571	220,000	10,000	4,060	20,000	15,000	69,511	0	25,620	16,226

正しい取扱い

従業員の申請の遅れや給与事務のミスなどにより、本来支給すべき月に手当を支給できず、翌月以降に遡って支給した場合は、実際の支給月ではなく、本来支給月の報酬に算入します。その上で、本来支給月の初月を起算月として、月額変更の届出要否を判断します。



✗ 標準報酬月額の変遷
R5.9算定 280千円
R6.1月額変更 320千円

○ 標準報酬月額の変遷
R5.9算定 280千円
R5.11月額変更 320千円

■本事例の原因と改善のポイント

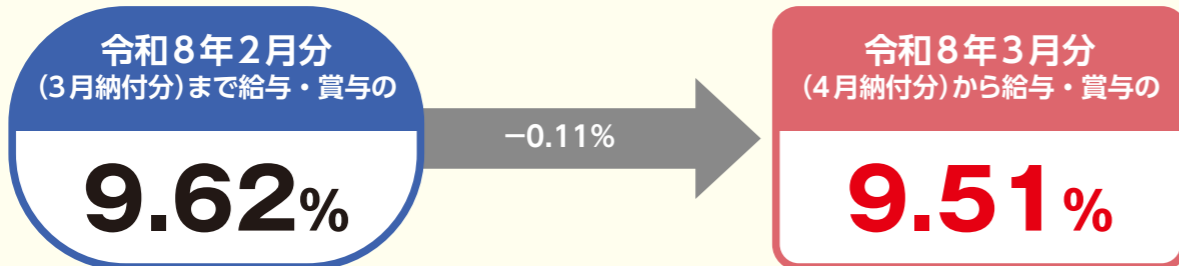
- 申請や事務の遅れやミスなどにより遡って支給する手当は、本来支給月に支給したものとして、計算し直すという認識が不足していたことが主な原因でした。
- 事実発生日に遡って支給する手当がある場合は、本来支給月に算入して月額変更届や算定基礎届の訂正が必要となることを想定し、遡及支払額の内訳を管理しましょう。

加入者・事業主の皆さまへ

保険料率のお知らせです

岩手支部の健康保険料率が**変更**となります

健康保険料率(岩手支部)



介護保険料率(全国一律)



子ども・子育て支援金率が追加されます。



※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。
 ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日以降から変更後の保険料率が適用されます。
 ※任意継続被保険者の方は、令和8年4月納付分の保険料から変更になります。

支部の取り組み結果が健康保険料率に反映いたします! 令和6年度 岩手支部は総合15位(インセンティブ制度)

インセンティブ制度とは

協会けんぽ都道府県支部ごとの加入者の皆様の健康に関する取り組みを5つの指標に基づいて評価し、上位15支部にインセンティブ(報奨金)を付与し、翌々年度の健康保険料率に反映される制度です。

上位15支部に入ることができれば、インセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率が引き下げとなります。

令和6年度、岩手支部は総合15位だったため、インセンティブが付与されます。引き続き健康づくりや医療費の抑制に向けた取り組みに、更なるご協力をお願いいたします。

令和6年度の健康に関する取り組み等

令和8年度の健康保険料率へ反映!

より上位を目指すための、5つの評価指標に係るご協力のお願い

岩手支部の順位	取り組んでいただきたいこと
① 特定健診等の実施率 16位	協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。定期健診を受診されている方は、結果データを協会けんぽにご提供ください。ご家族の方は「特定健診」をご利用ください。
② 特定保健指導の実施率 29位	健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、「健康サポート(特定保健指導)」をご活用ください。健診当日に特定保健指導の初回面談をご利用いただくことも可能です(一部の健診機関のみ)
③ 特定保健指導対象者の減少率 24位	特定保健指導を受けた人は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう。
④ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者への医療機関受診率 24位	「要治療」「要精密検査」の判定が出たら、早期に医療機関を受診しましょう。また、事業主様・ご担当者様におかれましては速やかに医療機関を受診するよう、お声がけをお願いいたします。
⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合 6位	お薬を処方される際は、積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。

退職後の医療機関への受診についてご注意ください。

在職中の健康保険を利用できるのは「退職日」までです。退職後は速やかに新たな健康保険の加入のお手続きをお願いします。

退職後に在職中の健康保険で医療機関を受診した場合、後日、加入者あてに医療費の協会けんぽ負担相当分を返還請求する場合がございます。

資格確認書の回収の手続き

マイナ保険証をお持ちでない加入者の方には、資格確認書を交付しておりますが、退職者の資格確認書の回収につきましては、従前と同様、被保険者資格喪失届に添付していただき日本年金機構にご郵送ください。

また、電子申請をご利用の場合は、到達番号のわかる画面を印刷し、資格確認書に添付して、日本年金機構へご郵送ください。





2026年度年会費のご案内

2026年度岩手県社会保険協会会費につきましては5月にご案内します。

口座振替の事業所様へは「請求書」及び「見積書」、口座振替以外の事業所様へはコンビニ・郵便MTの「払込票」を送付いたしますので、何卒ご理解とご賛同賜りますようお願い申し上げます。

会費の金額は本年1月1日現在の被保険者数での算出になりますので、5月にお届けする「会費納入のお願いについて」をご参照ください。

なお、口座振替は、毎年7月4日ですが本年は土曜日のため7月6日(月)に振替になります。「払込票」については6月30日までに納付いただきますようお願い申し上げます。

ボーリング大会を実施しました

昨年に引き続き一関社会保険委員会主催の事業所対抗ボーリング大会が2月14日(土)12チーム51名の参加で奥州市クオリアで実施されました。

成績は以下のとおりです。

- ◎団体優勝……………(株)西浦精機
- ◎団体2位……………(有)川崎工務店千葉組
- ◎団体3位……………(有)小沢商会



優勝チーム：(株)西浦精機



「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券」の有効期限は3月31日です
利用券をお持ちでまだ利用されていない事業所ご担当者様は有効期限にご注意してご利用ください。

「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム会員限定! 東京ディズニーセレブレーションホテル」宿泊割引のご案内

下記宿泊期間内の客室料金を10%割引にてご宿泊いただける特典。詳細をご確認のうえ、ご利用ください。

■宿泊期間：2026年4月1日(水) ▶ 2027年3月31日(水)^{*1}

■予約期間：2026年2月2日(月) ▶ 2027年3月30日(火)^{*2}

■対象：東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム加入企業・団体所属の皆様とそのご家族

^{*1}:特定日、その他工事・運江雨情の理由で除外となる日程がございます。なお、2026年9月1日(火)~2027年3月31日(水)宿泊分は、「東京ディズニーセレブレーションホテル：ウィッシュ」のみが対象となります。^{*2}:宿泊日の4カ月前同日11:00~ご予約いただくことが可能です。ただし、予約開始日は変更になる可能性があります。^{*3}:本プランでの提供客室には限りがございます。満室となっている場合もございますので、あらかじめご了承ください。詳しくは、予約サイト内の客室カレンダーをご確認ください。



詳細のご確認、ご予約は

利用者用サイト

から→



コーポレートプログラム利用者用サイト

検索

予約に必要な「プランパスワード」は当協会HP「お知らせ」の「会員特典(TDR)」内「申請書」を①メールまたは②FAXでお申し込みください。

施設優待事業施設利用WEB会員証について

会員事業所様向けの優待事業として対象施設を利用される場合に、宿泊料金等の割引が受けられる施設利用会員証(紙カード)を発行しておりますが、スマホやタブレットによるWEB会員証の発行も始めました。

施設利用WEB会員証の登録方法等

1. スマホやタブレットで会員限定ページの施設利用会員証(WEB版)URLにアクセス。
2. パスワードを入力。(当協会HP「お知らせ」の「施設利用会員証」内の「パスワード申請書」をダウンロードのうえ、①メールまたは②FAXでお申し込みください。)
3. 会員事業所名を入力すると「会員証」が表示され、登録は完了です。

※WEB会員証の有効期限は、登録日またはアクセスした日から30日後です。

有効期限が切れた場合は、再度アクセスしてください。

※スクリーンショットでの提示も可能ですが、有効期限を表示した画面を提示。



岩手県内の年金出張相談所及び年金相談につきましては事前予約制となっております。
当協会ホームページの「岩手県年金出張相談所開設案内」より日程や連絡先などをご確認ください。

ホームページがご覧になれない場合は、以下の『日本年金機構専用ダイヤル』へお問い合わせください。

「来訪相談予約受付専用電話」
0570-05-4890

「年金相談に関するお問い合わせ」
0570-05-1165